

【 食 事 】**１５２ 特別食加算の算定について**

《令和６年４月３０日》
《令和６年９月３０日更新》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対する特別食加算の算定は、原則として認められる。
- (1) 胃癌術後
 - (2) 直腸癌術後
 - (3) 大腸内視鏡検査時
- ② 次の傷病名等に対する特別食加算の算定は、原則として認められない。
- (1) 虫垂切除術後
 - (2) 胆嚢摘出術後
 - (3) 不整脈
 - (4) 境界型糖尿病
 - (5) 耐糖能異常

○ 取扱いを作成した根拠等

特別食加算については、厚生労働省通知※において、「手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、特別食の加算が認められる。」と示されており、胃癌術後、直腸癌術後は、侵襲の大きな消化管手術の術後に該当すると考えられる。

また、同通知には、「大腸Ｘ線検査・大腸内視鏡検査のために特に残渣の少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えない」と示されている。

一方、虫垂切除術後、胆嚢摘出術後、不整脈については、上記通知の要件を満たすとは判断できない。

また、心疾患については、減塩療法を行った場合に算定できるとあるが、不整脈のみの傷病名では減塩療法を行う病態とは考えられず、境界型糖尿病、耐糖能異常は、糖尿病と診断される基準には達していると判断できない。

以上のことから、胃癌術後、直腸癌術後、大腸内視鏡検査時の特別食加算の算定は、原則として認められ、虫垂切除術後、胆嚢摘出術後、不整脈、境界型糖尿病、耐糖能異常に対しての特別食加算は原則認められないと判断した。

(※) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について